

安全・安心・快適に
貸切バスをご利用いただくために

貸切バスの 新運賃・料金のご案内

令和5年8月25日 改定



茨城県バス協会・栃木県バス協会・群馬県バス協会・埼玉県バス協会
千葉県バス協会・東京バス協会・神奈川県バス協会・山梨県バス協会

運賃

時間制運賃			
① 出発前点検(1H)及び帰庫後点検(1H)と走行時間(回送含む)を合算し運賃を算出します。 ② 走行時間(回送含む)が3時間未満の場合は、走行時間を3時間とします。 ③ 走行時間は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとなります。			
時間制運賃の計算式			
(走行時間+2時間)×時間単価			

キロ制運賃			
走行キロ(出庫から帰庫までの距離)に1km当たりの運賃額を乗じたる額となります。 走行キロは、10km未満は10kmに切り上げとなります。			
キロ制運賃の計算式			
走行キロ×キロ単価			

令和5年8月25日からの公示運賃 (関東運輸局管内)				
運賃	車種	旧下限額	新下限額	
時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	5,310円	6,580円	
	中型車	4,490円	5,560円	
	小型車	3,850円	4,770円	
キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	120円	160円	
	中型車	100円	140円	
	小型車	80円	120円	

●旧公示方法：上・下限額130円、下・下限額90円を公示

130円 (上限額)

収支差額の平均性

100% (基準額)

90円 (下限額)

●新公示方法：下・下限額100円を公示

基準額を「下限額」とする

100円 (基準額)

新・下限額

水増しのき上げ

旧・上限額

運賃

+

料金

+

実費**が必要。****料 金****料金には3つの種類があります。**

■料金は ①深夜早朝運行料金、②特殊車両割増料金、③交替運転者配置料金の3つです。

① 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたり料金については、**2割**の割増を適用する。

② 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、**設備や購入価格等を勘案した割増率**を適用することができる。

- ①標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ②当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

③ 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、**届け出た交替運転者配置料金の下限額以上**で計算した額を適用する。なお、交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものと**して料金を適用するものとする。**

令和5年8月25日からの料金 (関東運輸局管内)

料 金		新下限額
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の 2割
特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率
交替運転者配置料金	キロ制料金 (1km当たり)	40円
	時間制料金 (1時間当たり)	2,430円

実 費**「運賃」・「料金」以外は「実費」となります。**

■利用者の求めにより運賃・料金以外の経費が発生した場合は、その実費を負担していただきます。

- ガイド料、有料道路利用料、駐車料、乗務員宿泊料などは従前どおり実費として旅客の負担。
- 運送引受書に運賃及び料金や実費の内容を記載。

貸切バス事業者に対する 行政処分等の基準

■貸切バスの運賃・料金は国土交通省への届出が必要です。届出を行わない場合や届出の範囲を逸脱した場合は、法令に基づき行政処分等が行われます。

■道路運送法第9条の2第1項
(運賃・料金事前届出、運賃・料金変更事前届出違反)
初違反：60日車の車両使用停止
再違反：120日車の車両使用停止

■道路運送法第10条
(運賃又は料金の割戻しの禁止違反)
初違反：60日車の車両使用停止
再違反：120日車の車両使用停止